

## 全国牛削蹄技大会競技規程等の改定について（新旧対照表）

改 正	現 行
全国大会競技規程	全国大会競技規程
<b>第2条 牛削蹄競技種目は、単独保定により実牛の削蹄を行う。</b>	第2条 牛削蹄競技種目は、単独保定により実牛の削蹄を行う。
<b>第3条 牛削蹄判断競技種目は、実牛の削蹄方針を筆記解答する。</b>	第3条 牛削蹄判断競技種目は、実牛の削蹄方針を筆記解答する。
<b>第2条 選手番号は抽選により決定する。</b>	第4条 選手番号は抽選により決定する。
<b>第3条 牛削蹄競技種目の細部については、次のとおり定める。</b> (1) 競技は、実牛1頭を <b>単独保定で削蹄する。肢の保定器具および枠場の使用は認めない。</b> (2) <b>削蹄用牛の配当は選手番号による。</b> (3) 削蹄器具は、各自携行したものを使用する。ただし、電動または油圧器具の使用は禁止する。 (4) 規定時間は40分とする。競技の開始と規定時間の終了は、 <b>担当の競技委員が合図する。</b> 開始の合図があるまでは一切の競技行為を行ってはならない。規定時間内に作業が終了しないときは、競技を続行し、最後まで作業を完成させなければならない。 (5) 競技牛に蹄病があるときは、選手は、競技開始前より競技終了までに、当該牛の蹄病に対する削蹄処置の要点をまとめ、大会会長が交付する所定の用紙に筆記して提出することができる。 (6) 削蹄競技中の競技牛に疾病または外傷等の異常を認めたとき、もしくは選手が削蹄を失宜したときは、競技委員は速やかに当該牛を担当する選手に対して競技の一時中止を通告するとともに、競技委員長にその旨を報告しなけ	第5条 牛削蹄競技種目の細部については、次のとおり定める。 (1) 競技は、実牛1頭を削蹄する。削蹄用牛の配当は選手番号による。 (2) 競技は単独で行い、肢の保定器具および枠場の使用は認めない。 (3) 削蹄器具は、各自携行したものを使用する。ただし、電動または油圧器具の使用は禁止する。 (4) 規定時間は40分とする。競技の開始と規定時間の終了は、担当の競技委員が合図する。開始の合図があるまでは一切の競技行為を行ってはならない。規定時間内に作業が終了しないときは、競技を続行し、最後まで作業を完成させなければならない。 (5) 競技牛に蹄病があるときは、選手は、競技開始前より競技終了までに、当該牛の蹄病に対する削蹄処置の要点をまとめ、大会会長が交付する所定の用紙に筆記して提出することができる。 (6) 削蹄競技中の競技牛に疾病または外傷等の異常を認めたとき、もしくは選手が削蹄を失宜したときは、競技委員は速やかに当該牛を担当する選手に対して競技の一時中止を通告するとともに、競技委員長にその旨を報告しなけ

して競技の一時中止を通告するとともに、競技委員長にその旨を報告しなければならない。

(7) 前号の報告を受けた競技委員長は、当該牛の状態を観察のうえ、競技続行の可否を決定するとともに、その旨を審査委員長に通知しなければならない。

(8) 削蹄競技中に選手より棄権の申請があった場合は、競技委員は競技委員長にその旨を報告し、競技委員長は棄権の決定および審査委員長に通知しなければならない。

**第4条 答試問および牛削蹄判断競技種目**の細部については、次のとおり定める。

- (1) **答試問については、牛体や削蹄に関する専門用語を漢字で解答させる。削蹄判断については、判断用牛1頭について、選手が当該牛の肢蹄の形態的特性、歩様及び削蹄方針を大会会長が交付する所定の用紙に筆記して行う。**
- (2) 規定時間は**答試問10分、削蹄判断30分とし、計40分とする。**競技の開始と終了は**担当の**競技委員が合図する。

**第5条** 本会会長は、大会前日に選手、競技委員および審査委員合同打合せ会を開催し、当該打合せ会において前2条の規定のほか、競技の細部に関し必要な事項を指示する

ればならない。

(7) 前号の報告を受けた競技委員長は、当該牛の状態を観察のうえ、競技続行の可否を決定するとともに、その旨を審査委員長に通知しなければならない。

(8) 削蹄競技中に選手より棄権の申請があった場合は、競技委員は競技委員長にその旨を報告し、競技委員長は棄権の決定および審査委員長に通知しなければならない。

**第6条 牛削蹄判断競技種目の細部については、次のとおり定める。**

- (1) 牛削蹄判断競技は、判断用牛1頭について、選手が当該牛の肢蹄の形態的特性、歩様及び削蹄方針を大会会長が交付する所定の用紙に筆記して行う。
- (2) 規定時間は判断用牛1頭につき、40分とし、競技の開始と終了は担当の競技委員が合図する。

**第7条** 本会会長は、大会前日に選手、競技委員および審査委員合同打合せ会を開催し、当該打合せ会において前2条の規定のほか、競技の細部に関し必要な事項を指示する。

改 正	現 行
<p>全国牛削蹄競技大会審査規程</p> <p>第2条 牛削蹄競技種目は、競技牛の4肢について審査する。</p> <p>2 前項の審査は、担当審査委員2名がそれぞれ、右または左の同側前後肢を分担して行う。</p> <p>3 採点は次の基準に基づき、各審査委員が個別に時間基礎点を含めて200点を満点として行ない、2名の審査委員の平均点から第6条の(1)に定める減点を差し引いた点数を得点とする。</p> <p><b>第3条 牛削蹄判断競技種目の筆答試問は適正な漢字で解答ができているものを正答とし、正答数に1点を乗じた点数を合計点数とする。</b></p> <p><b>削蹄判断は、</b>判断用牛1頭について次の(1)から(6)の基準に基づき採点し、その点数から第6条の(2)に定める減点を差し引いて得られた点数を<b>合計点数</b>とする。</p> <p><b>牛削蹄判断競技種目は、筆答試問および牛削蹄判断それぞれの点数を合計した点数を得点とする。</b></p> <p><b>(1) 前後望趾軸</b> <b>1肢を1項目・1点とし、4肢合わせた4項目・4点を満点とする。</b></p> <p><b>(2) 側望趾軸</b> <b>1蹄を1項目・1点とし、8蹄合わせた8項目・8点を満点とする。</b></p> <p><b>(3) 拳趾検査から見たバランス矯正</b> <b>1肢を1項目・2点とし、4肢合わせた4項目・8点を満点とする。</b></p> <p><b>(4) 蹄角度の適否</b> <b>1蹄を1項目・2点とし、8蹄合わせた8項目・16点を満点とする。</b></p> <p><b>(5) 多削部位</b> <b>1蹄を1項目・2点とし、8蹄合わせた8項目・16点を満点とする。</b></p>	<p>全国牛削蹄競技大会審査規程</p> <p>第2条 牛削蹄競技種目は、競技牛の4肢について審査する。</p> <p>2 前項の審査は、担当審査委員2名がそれぞれ、右または左の同側前後肢を分担して行う。</p> <p>3 採点は次の基準に基づき、各審査委員が個別に時間基礎点を含めて200点を満点として行ない、2名の審査委員の平均点から第6条の減点を差し引いて得点とする。</p> <p><b>第3条 牛削蹄判断競技種目は、判断用牛1頭について次の(1)から(4)の基準に基づき採点し、その合計点数から第6条の(2)に定める減点数を差し引いて得られた点数を得点とする。</b></p> <p>(1) 内外蹄の負重バランス矯正 1肢を1項目・2点とし、4肢合わせた4項目・8点を満点とする。</p> <p>(2) 蹄角度の適否 1蹄を1項目・2点とし、8蹄合わせた8項目・16点を満点とする。</p> <p>(3) 多削部位 1蹄を1項目・2点とし、8蹄合わせた8項目・16点を満点とする。</p> <p>(4) マーク記入による解答項目 ア 肢勢、蹄形、歩様、疾病損徴 1肢当たりの正答数に1点を乗じて得られた点数を4肢合計した点数を満点とする。 イ その他の削蹄処置 1肢当たりの正答数に2点を乗じて得られた点数を4肢合計した点数を満点とする。</p>

わせた8項目・16点を満点とする。

(6) マーク記入による解答項目

ア 肢勢、蹄形、歩様、疾病損徴

1肢当たりの正答数に1点を乗じ  
~~て得られた~~点数を4肢合計した  
点数を満点とする。

イ その他の削蹄処置

1肢当たりの正答数に2点を乗じ  
~~て得られた~~点数を4肢合計した点  
数を満点とする。

第6条 減点または失格の基準は、次のとおりとする。

(1) 牛削蹄競技種目

ア 規定時間の超過は10分を限度とし、1分（1分未満は切り上げとする。以下同じ。）を超過するごとに4点を減点する。

イ 過削等の失宜により削蹄用牛を損傷したときは、その程度に応じて~~50~~  
~~点以内の~~減点を行う。さらに、動物福祉上問題となる行為が認められた場合は、審査委員協議のうえ牛削蹄競技種目を失格とする場合がある。

第6条 減点または失格の基準は、次のとおりとする。

(1) 牛削蹄競技種目

ア 規定時間の超過は10分を限度とし、1分（1分未満は切り上げとする。以下同じ。）を超過するごとに4点を減点する。

イ 過削等の失宜により削蹄用牛を損傷したときは、その程度に応じて50点以内の減点を行う。さらに、動物福祉上問題となる行為が認められた場合は、審査委員協議のうえ牛削蹄競技種目を失格とする場合がある。